

令和 7 年三重県議会定例会
予算決算常任委員会

決算審査意見に対する考え方について

令和 7 年 1 0 月 9 日
病院事業庁

項目	頁
(1) 令和6年度決算と中期経営計画の推進について	1
(1)－ア 令和6年度決算と中期経営計画の推進について (こころの医療センター)	2
(1)－イ 令和6年度決算と中期経営計画の推進について (一志病院)	3
(1)－ウ 令和6年度決算と中期経営計画の推進について (志摩病院)	4
(2) 未収金の回収と発生防止について	5

項目 (1)	令和 6 年度決算と中期経営計画の推進について	意見書 2 頁
意見	令和 6 年度病院事業会計については、地域包括ケア病床の活用や診療報酬の改定により医業収益が増加した一方、新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナ」という。）の病床確保に係る交付金の皆減や給与費の増等により、経常損益は、前年度に比べ 4 億 7,523 万 4,353 円悪化した。また、前年度に計上した特別利益の皆減により、純損益は、前年度に比べ 34 億 1,285 万 8,924 円悪化し 5 億 2,335 万 4,496 円の純損失となり、赤字となった。 なお、累積欠損金は 49 億 2,294 万 4,546 円と前年度より増加した。 令和 6 年度を始期とした「三重県病院事業 中期経営計画（令和 6 年度～令和 9 年度）」における成果目標の達成割合は、前計画の最終年度であった令和 5 年度より改善しているものの、患者数が減少傾向にあることや医師不足も継続していることなどにより、患者数に係る目標を中心に約半数の項目が未達成であった。また、人件費の上昇や物価高騰の影響、医業収益の回復の遅れにより、今後、累積欠損金が再び拡大することが懸念されている。 人口減少が進む中、県民の求める医療を着実に推進するとともに地域に必要な医療提供体制の確保を図り、今後も医療サービスを継続的かつ安定的に提供していくため、魅力ある病院づくりを進めて医師の確保に取り組み、診療体制の充実を図りながら医業収益を確保するなど、中期経営計画に定めた目標を達成するための取組を推進し、健全な経営に努められたい。	

○ 健全な経営について

入院・外来患者数ともに新型コロナ発生前の水準まで回復しておらず、また、近年の急激な人件費の上昇や物価高騰等による費用の増加とこれらが適時適切に診療報酬に反映されていない現状もあり、病院経営を取り巻く環境は厳しさを増していますが、県立病院に求められる役割・機能を担っていけるよう、医療従事者の確保等による診療体制の充実を図りながら、中期経営計画に掲げた取組を着実に推進し、健全な経営に努めていきます。

項目 (1) ーア	令和 6 年度決算と中期経営計画の推進について (こころの医療センター)	意見書 5 頁
意見	入院患者数の減少により医業収益は 2,031 万 5,560 円減少し、新型コロナの病床確保に係る国からの交付金の皆減により医業外収益が 2 億 2,894 万 8,148 円減少したことに加え、給与費や経費の増に伴い医業費用が 2 億 4,245 万 3,025 円増加したことにより、経常損益は、前年度に比べ 4 億 7,687 万 4,215 円悪化し 5 億 7,124 万 646 円の経常損失となり 2 年連続の赤字となった。 患者数の減少に加え、近年の急激な人件費の上昇や物価高騰により収支の悪化が懸念される中で、患者数の確保や診療単価の向上等により収益の増加を図るとともに、引き続き経営改善プロジェクトの取組を中心に、コスト管理を徹底し費用の削減を図るなど、一層の経営改善に努められたい。また、医師不足が継続しているため県民の求める医療が着実に提供できるよう大学等への派遣要請を継続するとともに、魅力ある病院づくりを行うことにより医療従事者の確保や定着、患者満足度の向上に努められたい。 また、精神科救急・急性期医療及び認知症治療、依存症治療等の専門的医療を提供しながら、「入院医療中心から地域生活支援中心へ」という精神科医療の方向性を踏まえ、多様な医療ニーズに応じたきめ細かなサービスの提供に努めるとともに、災害発生時や新興感染症の拡大時においても精神科医療の中核病院として役割を果たされたい。	

○ 経営改善について

引き続き、経営改善プロジェクトの取組を中心に、医療・福祉関係機関との連携強化による入院・外来患者数の回復や、病床管理の徹底、診療報酬への的確な対応、経費の削減など、収益の確保と費用の縮減を図りながら、経営改善に取り組んでいきます。

○ 医療従事者の確保や定着、患者満足度の向上について

引き続き、大学医局への継続的な働きかけやホームページでの公募のほか、精神保健指定医の資格取得などキャリア形成等の面から魅力のある病院づくりを通じて、医師の確保に取り組むとともに、医療従事者の定着に向け、医師事務作業補助者の充実や看護補助者の活用等による負担軽減、育児・介護のための休暇を取得しやすい勤務環境づくりを進めていきます。

また、接遇委員会や経営改善プロジェクトの取組により、患者満足度の向上に取り組んでいきます。

○ 精神科医療の中核病院としての役割について

引き続き、県内の精神科医療における中核病院として、救急・急性期医療や専門外来と専門病棟による認知症治療、専門性の高いプログラムを用いた依存症治療にかかる積極的な取組に加え、患者の症状や生活環境に応じた適切な退院支援を行うとともに、デイケアサービスや訪問看護の充実など地域生活支援を進めていきます。

また、BCP（事業継続計画）に基づく訓練や個室とゾーニングでの対応によるまん延防止などを実施することで、大規模災害や新興感染症の発生に備えます。

項目 (1) ーイ	令和6年度決算と中期経営計画の推進について (一志病院)	意見書 5頁
意見	患者数が減少傾向にある中で、地域包括ケア病床の活用に伴う診療単価の増により医業収益は3,298万6,415円増加した一方、新型コロナの病床確保に係る国からの交付金の皆減により医業外収益が3,325万3,284円減少したことに加え、給与費の増等に伴い医業費用が3,080万6,831円増加した。その結果、経常損益は前年度に比べ3,028万6,686円悪化したものの、平成25年度から12年連続の黒字となる5,447万4,327円の経常利益となっている。 今後も引き続き公立病院としての役割を果たしていくことができるよう、積極的な地域包括ケア病床の活用、訪問診療等の在宅療養支援、住民健診等の予防医療の取組等、地域のニーズに沿った医療を幅広く提供しながら収益の増加を図るなど健全な経営に努められたい。 また、総合診療医を中心としたプライマリ・ケアの実践により地域に最適な医療サービスを安定的に提供しながら、総合診療医やプライマリ・ケアエキスパートナース等の地域に貢献する医療人材の育成に取り組まれない。	

○ 健全な経営について

地域の診療所、消防機関、福祉施設など医療・介護・予防等の多職種との連携により、入院・外来患者の確保や入院患者の在宅復帰への支援、在宅療養サービスの提供に取り組むとともに、健康寿命の延伸に向けた予防医療を提供することにより収益の確保を図り、健全な経営を進めていきます。

○ 地域に最適な医療サービスの安定的な提供と人材の育成について

高齢化が進展し医療資源が十分でない津市白山・美杉地域において、引き続き、訪問診療や訪問看護等によるきめ細かな医療サービスを提供するとともに、救急患者の受入れにも適切に対応するなど、総合診療医を中心としたプライマリ・ケアを実践していきます。

また、三重大学等と連携して研修医や医学生を積極的に受け入れるなど、総合診療医の育成拠点施設としての役割を果たすとともに、院内に設置されている「三重県プライマリ・ケアセンター」の機能が十分に発揮されるよう、研修会の開催など人材育成の面から積極的に支援し、地域に貢献する医療人材の育成に取り組んでいきます。

項目 (1) ーウ	令和6年度決算と中期経営計画の推進について (志摩病院)	意見書 5頁
意見	指定管理制度導入後、地域のニーズに応じた診療機能の充実、医師の確保等に取り組んでいるが、入院患者数は前年度より増加したものの減少傾向にあり、指定管理者の令和5年度決算において経常損失を計上したことに伴い、地域の診療機能を維持・確保するための地域医療確保交付金が第2期指定管理期間で初めて支給された。 第2期指定管理期間に係る「三重県立志摩病院の管理運営に関する基本協定書」(以下「基本協定書」という。)では、政策的医療交付金により、必要な診療機能の確保による良質で満足度の高い医療の安定的・継続的な提供を求めているほか、地域の中核病院としての診療機能を維持・確保するため、経営努力によってもやむを得ず不採算となった特定診療科について、県の地域医療確保交付金制度により支援することとしている。 引き続き基本協定書に基づき、志摩地域の中核的な医療機関として安定的・継続的に医療が提供されるよう、指定管理者と十分な連携を図り、二次救急医療等の診療機能の充実、医師の確保等に取り組むとともに、経営努力によってもやむを得ず不採算となった特定診療科への支援など、診療機能を維持しながら経営改善が着実に進められるよう、指定管理者に対する指導や支援を行われたい。	

○ 経営改善に向けた指定管理者に対する指導や支援について

引き続き、地域医療支援病院や災害拠点病院など志摩地域の中核病院として求められる役割・機能を担っていけるよう、指定管理者に対して医師の確保を要請するとともに、病院事業庁と指定管理者が連携し三重大学に医師派遣を継続的に要請するなど、診療機能の維持・充実に努めていきます。

また、基本協定に基づく管理運営協議会や毎月の業務聴取等を通じて、運営状況を常に把握しながら課題等について協議・調整を行い、経営改善に取り組んでいくとともに、必要な経営支援を行っていきます。

項目 (2)	未収金の回収と発生防止について	意見書 6 頁
意見	令和 6 年度末における病院事業庁全体の診療費自己負担金の未収金は、前年度に比べて 97 万 6,311 円減少し 4,890 万 5 円となっている。 令和 6 年度については、引き続き電話督促、催告書の送付、臨戸訪問等を行うとともに、回収困難案件については弁護士法人に回収委託を行ったが、未収金の回収額は、令和 5 年度に比べて 115 万 9,593 円減少し 299 万 227 円となっている。さらに、未収金の新規発生額は、高額療養費制度等の各種福祉制度の申請支援やクレジットカードによる収納等に取り組んでいるが、前年度に比べて 60 万 4,696 円増加し 408 万 7,752 円となっている。 このため、未収金の早期回収に取り組むとともに、引き続き未収金の発生防止の取組をより着実に実施されたい。	

○ 未収金の早期回収と発生防止について

診療費自己負担金の未収金の縮減に向けては、発生防止と回収の両面から対策を進めており、今後も、発生防止については入院時の高額療養費制度や公費負担制度の説明など、回収については債務者等への督促・催告に加え、法的措置や回収業務委託も活用した対応など、効果的で必要な対策を実施していきます。

[発生防止及び回収にかかる主な取組]

(1) 発生防止

- ①入院時に、入院費用の説明に加えて高額療養費制度についても説明し、診療費用の支払いに関する早期相談の促進に努めています。
- ②診療時や相談対応時など様々な機会を捉えて、公費負担制度の説明及び申請のサポートを行っています。
- ③病棟、会計、地域支援室等において、患者の支払いに係る情報の共有を徹底しながら、主治医とも連携のうえ、早期の対応（面談、早期支払いの働きかけ等）を行っています。

(2) 回収

- ①文書及び電話等による督促・催告を、本人に加えて連帯保証人等に対しても継続的に行っています。
- ②県独自の対応で回収が困難なものについては、弁護士法人に回収業務を委託しています。
※平成 19 年度から弁護士法人へ回収業務を委託しており、令和 5 年度からは新たに第 6 期目として契約を行っています。（令和 5～7 年度の複数年契約）
- ③病院からの督促等にも応じず、理由なく支払わない者に対しては、裁判所が債権者に代わって債務者に請求する制度（支払督促）の活用や、給与の差押えなどの強制執行を行います。